

介護予防訪問入浴介護重要事項説明書

社会福祉法人 恵心会
訪問入浴介護事業所 清谿園

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4670101775 号)

当事業所はご契約者に対して訪問入浴介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	6
7. 事故発生時の対応について	7
8. 虐待の防止の為の措置に関する事項	7
9. 苦情の受付について	7
10. 緊急時における対応方法	8
11. 非常災害対策	8
12. 当法人における個人情報保護に関する方針等について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 恵心会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県鹿児島市山田町 3828 番地 |
| (3) 電話番号 | 099-264-0001 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 藤川 忠宏 |
| (5) 設立年月 | 昭和 48 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 介護予防訪問入浴介護事業所
平成 18 年 4 月 1 日指定
鹿児島県 4670101775 号
- (2) 事業所の目的 介護保険者の理念の基づくと共に、高齢者が自立した生活を送れるよう介護が必要な者に対して、訪問入浴の支援を行うことを目的とする。
- (3) 事業所の名称 介護予防訪問入浴介護事業所 清谿園
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市山田町 3801 番地
- (5) 電話番号 099-264-0001
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 原田 俊
- (7) 当事業所の運営方針
- ・ 本事業所は、利用者の人格と能力尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。
 - ・ 利用者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して入浴による身体介護、その他の生活に援助する。
 - ・ 訪問入浴介護を行う職員には、知識技術、接遇等々の資質向上に努める。
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日
- (9) 事業所が行っている他の事業

当事業所では、次の業務もあわせて実施しています。

- 【清谿園短期入所生活】平成 12 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4670101106 号
- 【清谿園居宅介護支援事業所】平成 11 年 9 月 21 日指定 鹿児島県 4670100298 号
- 【清谿園配食サービス】平成 12 年 3 月 9 日指定 鹿児島県 4670101510 号
- 【清谿園デイサービスセンター花時計】平成 12 年 3 月 9 日指定 鹿児島県 4670101510 号
- 【清谿園デイサービスセンターてふてふ】平成 12 年 3 月 9 日指定 鹿児島県 4670101528 号
- 【清谿園訪問介護ステーションおかめ会】平成 12 年 3 月 22 日指定 鹿児島県 4670101841 号
- 【清谿園グループホームどんぐり】平成 18 年 3 月 20 日指定 鹿児島県 46701015206 号
- 【清谿園デイサービスセンターひめゆり】平成 18 年 12 月 13 日指定 鹿児島県 46701015842 号
- 【清谿園ケアハウスしゅうゆう】平成 24 年 4 月 1 日指定 鹿児島県 4690100849 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鹿児島市（旧桜島町、旧吉田町、旧郡山町は除く）とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8：00～17：00
サービス提供時間帯	8：00～17：00

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して訪問入浴介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
事業所長(管理者)	1名以上		1名以上		事業所の管理・運営
サービス提供責任者	1名以上		1名以上		提供するサービスの管理
看護職員	1名以上	2名以上	1.4名以上		利用者の身体状況の把握
介護職員	1名以上	3名以上	2.8名以上		利用者の入浴介護

※サービス提供責任者は介護職員常勤に含まれます。

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。（※年間の所得額に応じて自己負担額が2割もしくは3割の場合もあります。）

＜サービスの概要と利用料金＞

・全身入浴	・清拭	・部分浴
-------	-----	------

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえたサービス計画に定められます。

(1) 全身入浴

看護職員が同行し、利用者の身体状況に合わせて入浴を行います。
通常はこの形式をもってサービスを行います。

(2) 全身入浴（介護職員3名によるサービス）

利用者が入浴するにあたって、看護職員が同行しなくても身体状況に問題ないと利用者の主治医が判断し、許可をいただいた場合において看護職員を同行せず、介護職員三名にてサービスを行います。

(3) 清拭

利用者の入浴が困難な場合、その身体状況に合わせて体を清拭いたします。

(4) 部分浴

利用者の入浴が困難な場合、その身体状況に合わせて洗髪、陰部、足部等の洗浄を行います。

＜サービス利用料金＞（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについての料金は、次のとおりです。

種 類	利用料金	うち、介護保険から給付される金額	サービス利用に係る自己負担額
全身入浴	8,560円	7,704円	856円
全身入浴 (介護職員2人が行った場合)	8,132円	7,319円	813円
清拭	7,704円	6,934円	770円
部分浴	7,704円	6,934円	770円

【注】 サービス提供加算分の料金は含みません。

① サービス提供加算・・・12、36もしくは44単位(介護福祉資格の取得率にて変動)
枠内の自己負担額に①を加えた金額になります。

※職員体制等により上記の加算が変更になる場合があります。

☆ 介護職員等処遇改善加算(I)

別途合計額に10%相当の介護職員等処遇改善加算(I)が加わります。

☆ 初回加算 200単位

本加算は、新規利用者に対し、居宅に訪問し、利用に関する調整を行ったうえで、訪問入浴介護を行った際に算定されます。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

○介護保険給付の支給限度額を越える訪問入浴介護サービス

介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

種 類	利 用 料 金	サービス提供加算	サービス利用に係る自己負担
全 身 入 浴	8,560円	※	利用料金とサービス提供加算の和
全 身 入 浴 (介護職員3人の時)	8,132円	※	利用料金とサービス提供加算の和
清 拭	7,704円	※	利用料金とサービス提供加算の和
部 分 浴	7,704円	※	利用料金とサービス提供加算の和

※ 介護職の資格取得率により変動

移動距離に関しての請求はいたしておりません。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日（土日祝日の場合は翌営業日）に指定の金融機関の口座より自動引き落としにてお支払いいただきます。

ただし、自動引き落としの手続きが完了するまでは翌月25日までにお振込みにてお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 指定金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

鹿児島銀行、ゆうちょ銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美信用組合、九州労働金庫、鹿児島県信用農業協同組合連合会（JAグループ鹿児島）、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、琉球銀行、沖縄銀行、宮崎太陽銀行

イ. 下記指定口座へ振り込み

鹿児島銀行 星ヶ峯支店 普通預金 73734

しゃかいふくしほうじん けいしんかい りじちやう ふじかわただひろ
社会福祉法人 恵心会 理事長 藤川忠宏

※ア、イにかかる振込手数料はご負担いただきます。

引き落としの前日までに指定の金融機関の口座へご入金くださいますようお願いいたします。残高不足により引き落としができなかった際も手数料をご負担いただきますのでご了承ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問入浴介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事ができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい

○利用予定日前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の5%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問入浴車の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う看護職員、介護職サービス提供時に、担当の看護職員、介護職員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護職員、介護職員が交代してサービスを提供します。

(2) 看護職員、介護職員の交代（契約書第6条参照）

(1) ご契約者からの交代の申し出

選任された看護職員、介護職員の交代を希望する場合には、当該看護職員、介護職員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して看護職員、介護職員の交代を申し出ることができます。

ただし、ご契約者から特定の看護職員、介護職員の指名はできません。

(2) 事業者からの看護職員、介護職員の交代

事業者の都合により、看護職員、介護職員の交代をすることがあります。

看護職員、介護職員を交代する場合には契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

(1) 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

(2) 訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問入浴介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問入浴介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(3) 備品等の使用

訪問入浴介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。看護職員、介護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス料金を請求します。

(5) 看護職員、介護職員の禁止行為（契約書第14条参照）

看護職員、介護職員は、ご契約者に対する訪問入浴介護のサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--------------------------------------|
| (1)医療行為 |
| (2)ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受 |
| (3)ご契約者の家族等に対する訪問入浴介護サービスの提供 |
| (4)飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 |
| (5)ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| (6)その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

7. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する介護サービス提供に当たって、事故が発生した場合には、市町村、当核利用者の家族、当核利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

8. 虐待の防止の為の措置に関する事項

- (1) 訪問介護提供中において当該利用者が虐待を受けたと思われる場合や生命または身体に重大な危険が生じている場合、速やかに鹿児島市へ連絡を行う。
- (2) 職員に対する虐待防止に関しての研修を行う。

9. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

サービス提供責任者 元井 美保

介護職員 福崎 勇太

○受付時間 毎日 8：00～17：00

○電話番号 099-264-0001

(2) 行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 Tel 099-216-1280 Fax 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課介護相談室	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル7階 Tel 099-213-5122 Fax 099-213-0817 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正委員会	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター5階 Tel 099-286-2200 Fax 099-257-5707 受付時間 9:00～16:00

10. 緊急時における対応方法

第12条 訪問介護実施時に緊急事態が発生した場合、速やかに利用者本人の主治医、又は協力医療機関に連絡を取りその指示を仰ぐものとし、管理者及び、関係各機関に連絡報告をする。

11. 非常災害対策

- (1) 非常災害が発生した場合、避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する火災、地震、津波、火山災害に対する非常災害計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難・救出等訓練を行う。

12. 当法人における個人情報保護に関する方針等について

当法人は、個人情報の取り扱いに関して、その保護に関する方針を以下のとおり定め、適正な取り扱いに努めます。

なお、当法人における個人情報の利用目的やご本人およびご家族への個人情報の開示手続等については以下のとおりとなっています。

I. 個人情報の保護に関する方針（プライバシー・ポリシー）

1. 法令の遵守

当法人は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。

2. 個人情報の適正な取得

当法人は、個人情報を適法かつ適切な方法で取得します。

3. 個人情報の利用

当法人は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

4. 個人情報の利用及び個人情報の第三者提供

当法人は、法に基づき許容される範囲を除き、事前にご本人または代理人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

なお、必要に応じて当法人業務の一部を委託する場合に、業務委託先に対し個人情報の一部を提供する場合がありますが、この場合においても、当法人として業務の委託先に対する適切な監督を行います。

5. 個人情報の適切な管理

当法人は、保有する個人情報について、その利用目的の範囲内で、出来る限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

またその管理についても、個人情報の漏洩、滅失、毀失などがないよう十分配慮し、安全に保管します。

6. 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

当法人が保有する個人情報について、ご本人または代理人から、自らに関する個人情報の開示の申し出、またその内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続に従い速やかに対応します。

7. 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

当法人は、当法人における個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

8. 個人情報保護に向けた体制整備、職員教育の実施

当法人は、個人情報を保護するため、適切な管理体制を整備するとともに、職員の意識啓発に努めます。

II. 個人情報の利用目的、個人情報の開示などについて

1. 当法人における個人情報の利用目的について

当法人における個人情報の利用目的は、以下の業務の適切な実施を通じて、介護サービス利用者の生活の質の向上や、地域福祉の充実発展を図ることにあります。

介護サービスの利用者への介護の提供に必要な利用目的
<p>[介護関係事業者の内部での利用者に係る事例]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス・ 介護保険事務・ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、<ul style="list-style-type: none">— 入退所等の管理— 会計・経理— 事故などの報告— 当該利用者の介護サービスの向上 <p>[他の事業者への情報提供を伴う事例]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 当該事業所などが利用者等に提供する介護サービスのうち、<ul style="list-style-type: none">— 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答— その他業務委託— 家族等への心身の状況説明・ 介護保険事務のうち<ul style="list-style-type: none">— 保険事務の委託— 審査支払い機関へのレセプトの提出— 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答・ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
上記以外の利用目的
<p>[介護関係事業者の内部での利用に係る事例]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 介護関係事業者の管理運営業務のうち<ul style="list-style-type: none">— 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料— 介護保険施設等において行われる学生などへの実習協力

2. ご本人及びご家族の個人情報の開示について

- ① 訪問入浴利用者に医療上、緊急の必要性がある場合に医療関係等に訪問入浴利用者に関する心身の状況等の情報を提供する事並びにそれに付随して家族の情報を提供する事。
- ② 介護支援専門員の主催するサービス担当者会議、又はサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、訪問入浴利用者およびその家族の個人情報を用いる事。
- ③ 福祉や介護の現場の研修や学習会などにおいて、訪問入浴利用者本人の氏名および家族の氏名を伏せた上で、個人情報を開示する事及び、ビデオ映像やスライドなどの写真を開示する事。
- ④ 新聞社やテレビ局などの報道機関から依頼があった場合に、訪問入浴利用者本人の氏名および家族の氏名を伏せた上で、記事にさせてもらう事及び、放映させてもらう事。

当法人が所有する個人情報については、ご本人またはその代理人からの申し出に応じ、開示いたします。開示を希望される場合は、以下の手続きにてお申し出ください。

(1) お申し出の方法

所定の申出書（事務所に用意しています）及びご本人または代理人であることを確認できる書類1点（運転免許証、パスポート…など）を同封のうえ、ご持参もしくは、下記宛郵送にてお送りください。（個人情報保護の観点から郵送に限ります。）

(送付先)

〒891-0104 鹿児島市 山田町 3801 番地

社会福祉法人恵心会 訪問入浴介護事業所 清谿園

※封筒の表に「開示申出書在中」と明記いただくようお願いいたします。

(2) 開示手数料

かかった費用の実費を負担いただきます。

(3) 回答方法

当法人より、申出書に記載されている住所宛に、書面などにて回答いたします。

3. 個人情報についての訂正等について

当法人が保有する個人情報（保有個人データ）について、その内容の訂正、追加、削除等を希望される場合には、以下の手続きによりご連絡ください。

(1) お申し出の方法

所定の申出書（事務所に用意しています）及びご本人または代理人であることを確認できる書類1点（運転免許証、パスポート…など）を同封のうえ、ご持参もしくは、下記宛郵送にてお送りください。（個人情報保護の観点から郵送に限ります。）

(送付先)

〒891-0104 鹿児島市 山田町 3801 番地

社会福祉法人恵心会 訪問入浴介護事業所 清谿園

※封筒の表に「変更等申出書在中」と明記いただくようお願いいたします。

(2) 回答方法

当法人より、申出書に記載されている住所宛に、書面などにて回答いたします。

4. お問い合わせ窓口について

当法人における個人情報の取り扱いについてのご意見、ご照会、また苦情等については、その内容に基づいて、下記の各事業所までご連絡ください。

事業所名	電話番号	住所（郵送の場合）
特別養護老人ホーム清谿園	代表 099-264-0001	〒891-0104 鹿児島市山田町3828 番地
短期入所生活介護		
事務所		
居宅介護支援事業所		
地域密着型特定施設しゅうゆう		
デイサービスセンター花時計		
訪問介護事業所 おかめ会		
訪問入浴介護事業所 清谿園		
配食サービス		
デイサービスセンターひめゆり	099-263-1081	〒891-0105 鹿児島市中山町八反田5217 番地
グループホームどんぐり		

令和 年 月 日

訪問入浴介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の交付・説明を行いました。

訪問入浴介護事業所 清谿園

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付・説明を受け、訪問入浴介護サービスの提供開始と個人情報の使用についても同意しました。

(利用者)

住 所

氏 名 印

(家族代表者)

住 所

氏 名 印 (続柄)

(代理人)

住 所

氏 名 印 (続柄)

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号(平成11年3月31日)第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。